

○山梨市放送施設補助金交付規程

平成17年3月22日

告示第5号

改正 平成19年2月20日告示第11号

平成26年3月28日告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、区の放送の用に供する施設（以下「放送施設」という。）を区で設置又は更新する場合、その設置又は更新に要する経費の一部を市で補助することによって、市内放送施設の整備を促進することを目的とする。

(補助の対象、補助率及び補助額)

第2条 補助の対象は、別表に定めるとおりとし、補助率は、同表に定める補助基準単価の10分の7とする。

補助の対象			補助率	備考
名称	数量	補助基準単価		
本柱	1本	100,000円	10分の7	
支柱	3本	1本 30,000円		
配線工事	一式	150,000円		
アンプ	1台	150,000円		
マイクロホン	1個	10,000円		
スピーカ	4本	1本 20,000円		

2 補助額は、実施単価が基準単価を上まわる場合は基準単価とし、実施単価が基準単価を下まわるときはその額とし、それぞれの10分の7の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする区は、様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 様式第1号による申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 施設設置又は更新工事の計画書
- (2) 施設設置又は更新工事の見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

(工事の着手及び完了の届出)

第4条 施設設置又は更新工事に着手し、又は当該工事が完了したときは、補助金交付申請区の区長は、着工届及び完成届（様式第2号）を、それぞれ市長に提出し、必要な検査を受けなければならない。

(施設の維持管理)

第5条 区長は、放送施設管理運営についての組織を定め、適正な維持管理に努めなければならない。

(補助金の打ち切り)

第6条 放送施設が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は補助金を打ち切り、又は減額することができる。

(1) 管理運営が不相当であると認めたとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の放送施設補助金交付規程（昭和44年山梨市訓令第1号）の規定によりなされた手続その他の行為はこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年2月20日告示第11号）

この告示は、平成19年2月20日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第44号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助の対象			備考
名称	単位	補助基準単価（円）	
本柱	本	100,000	
本・支柱足場ボルト	本	200	

本柱運搬費	式	70,000	
本柱掘削建柱費	本	60,000	
支柱	本	23,000	
支柱運搬費	式	15,000	
支柱掘削建柱費	本	15,000	
配線ケーブル（1.2mm）	m	70	
配線ケーブル（2.0mm）	m	190	
配線支持材	組	2,800	
アンプ	台	150,000	
マイクロホン	式	15,000	
スピーカー	本	20,000	
スピーカー取付金具	組	10,000	
高所作業車	台	19,000	
労務費（技能労働者）	人	18,000	
労務費（その他）	人	13,000	
諸経費	%	5	
消費税	%	8	

様式第1号(第3条関係)

放送施設整備費補助金交付申請書

区 名

次の理由により、当区に放送施設を設置したいので、放送施設補助金交付規程第3条の規定により補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

理 由

年 月 日

何区長 氏 名 印

山梨市長 氏 名 様

様式第2号(第4条関係)

放送施設整備工事着工(完成)届

何年何月何日に放送施設の^{設置}_{更新}工事を着工(完成)したので、検査を受けたく、放送施設補助金交付規程第4条により届出ます。

何年何月何日

何区長 氏 名 印

山梨市長 氏 名あて

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）